

2024 年度 B 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法
刑 法
行政法

問題冊子（問題のみで3枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（憲法）

X（被告人）は、デモに参加して道路を行進していたところ、デモの許可時に公安委員会及び所轄警察署長が付した許可条件（「行進隊列は四列縦隊とする。車道の東側を進行する。」）に違反する行進をしている状況を現認した県警の採証班の巡查 A がデモの先頭集団の行進状況を撮影（以下、「本件撮影」という。）したため、X は「どこのカメラマンか」と抗議し、A が殊更にこれを無視するような態度に出たことから、所携の旗竿により A の下顎部を一突きして全治1週間の傷害を与え、傷害及び公務執行妨害罪で起訴された。X は、令状なしに行われた本件撮影は憲法違反であり適法な職務執行ではないと主張した。

〔設問〕

本件撮影の憲法上の問題を指摘した上で、検察側として、いわゆる「京都府学連事件」上告審（最大判昭和44年12月24日）の判旨に沿って、本件撮影は憲法違反ではなく適法な職務執行行為であることを主張しなさい。

第2問（刑法）

次の事例を読んで、設問1および2に答えなさい。

暴走族グループのリーダーである甲は、対立する暴走族グループの構成員 A の自動二輪車（以下、「単車」ということもある）を焼損しようと企て、自身の暴走族グループの後輩乙に対し、「Aの単車を潰せ。」「燃やせ。」「俺が許可する。」などと言った。ただし、甲は、同車の焼損以上に大きな被害を生じさせるつもりはなかったため、乙に対し、「Aの家の庭からAの単車を出して深夜に河川敷の空き地で燃やせ」と指示した。甲が指定した河川敷の周囲は深夜になれば人通りはなく、周囲に延焼する物はなかった。乙は甲の指示を承諾し、翌日の午前1時40分頃ライターを携えてA方南側の庭に赴き、A方一階応接間南側のガラス窓から約30センチメートル離れた軒下に置かれたA所有の自動二輪車を河川敷に運ぼうとした。しかし、思いのほか運ぶことが困難であったため、乙は同車を移動させることは諦め、A方の軒下で同車のガソリントank内からガソリンを流出させて、これに所携のライターで点火して同車に火を放ち、同車のサドルシートなどを炎上させて同車を焼損し、A方家屋に延焼させて、「公共の危険」を生ぜしめた。「公共の危険」を発生させることの認識は、乙にはあったが、甲にはなかった。

〔設問1〕

甲および乙の罪責について、公共の危険の認識に関して判例の立場から、具体的な事実を摘示しながら説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

〔設問2〕

甲および乙の罪責について、公共の危険の認識に関して判例とは反対の立場から、具体的な事実を摘示しながら説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

第3問（行政法）

次の事例について、以下の設問に解答しなさい。

〔事例〕

X 会社は、地下 1 階・地上 9 階建てのマンション建設のため、2022 年 10 月 28 日、Y 市の建築主事 A に建築確認を申請した。これに対し、付近住民は本件マンションによって著しい日照障害、風害の被害を受けるとしてマンションの建築に反対する旨の陳情を Y 市に行った。そこで、Y 市の紛争調整担当職員 B が X に対し、付近住民との話し合いにより円満に紛争を解決するようにとの行政指導を行った。以降、X は付近住民と十数回にわたり話し合いを行い、B の助言等にも積極的かつ協力的に対応するとともに、Y 市の適切な仲介等を期待していた。一方、A は、同年 12 月 26 日には本件確認申請にかかる計画が関係諸法令に適合しているとの審査を終了したが、上記行政指導を理由に確認処分を留保した。2023 年 2 月 15 日、Y 市は新高度地区案を発表し、すでに確認申請をしている建築主に対しても新高度地区案に沿うべく設計変更を求めるとともに、付近住民との紛争が解決されなければ確認処分を行わないこととした。これに対し、このまま付近住民との話し合いを進めても円満解決に至ることは期待できないと考えた X は、このままでは設計変更を余儀なくされ多大な損害を被るおそれがあるとして、同年 3 月 1 日、Y 市建築審査会に、本件確認申請に対しすみやかに何らかの作為をするよう審査請求を申し立てた。X は審査請求後も付近住民との話し合いを続け、同年 3 月 30 日、紛争解決の合意が成立し、同年 4 月 3 日、審査請求が取り下げられ、同日、申請から約 5 か月後に建築確認が行われた。

〔設問〕

X は、遅くとも 2023 年 1 月 5 日には確認処分がなされるべきであったとして、国家賠償法 1 条に基づき確認処分の遅延にともなう建築請負代金の増額等の損害の賠償を請求した。X の請求は認められるか、検討しなさい。

なお、Y 市においては、現行の行政手続法と同様の内容の行政手続条例が定められているものとする。したがって、解答にあたっては、現行の行政手続法の条文を引用してかまわない。